

要望項目 1	重層的支援体制整備事業の促進について (市町村社会福祉協議会連絡協議会)
--------	---

本県では少子高齢化、人口減少が進行しているほか、新型コロナウイルス感染症や最近の世界情勢に伴う影響など、社会経済状況は大きく変化しています。

このような中で、地域では人と人とのつながりが希薄化し、従来からあった支え合い機能の低下などにより、社会から孤立する人の増加や8050問題、介護・育児のダブルケアなど、住民が抱える地域生活課題は複雑化・複合化し、これまでの縦割りの支援体制では対応することが難しくなっています。

国では地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正により、「重層的支援体制整備事業」（以下「重層事業」という。）を創設し、令和3年4月1日から施行しました。これにより、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的支援体制の構築に向けて、市町村は「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に進め、各支援機関が属性・世代を超えた支援を円滑に実施することを可能としました。

県でも重層事業の創設に合わせて後方支援事業に取り組んでいただいております、令和3年度から実施した大館市のほか、令和4年度は新たに3市で事業を実施し、4市町村が移行準備事業を実施しています。しかしながら、県が行った調査結果では、半数以上の市町村が「検討中」又は「予定なし」と回答しています。

このため、本会としても、重層事業の推進に向けて県の後方支援事業と連携し、関係機関への研修を実施しています。また、市町村社協では従来「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」の3つの支援について取り組んできている基盤があり、重層事業の実施において一定の役割を担うことができることから、地元行政との連携による事業実施の調整や働きかけを行っています。

県内の各地域における包括的な支援体制の構築に向けて、県内全市町村での重層事業の実施が期待されますが、取組が進んでいない市町村では事業への理解促進や社協等との調整が必要です。このため、こうした市町村に対して、県として引き続き後方支援事業に注力いただき、先進事例の情報提供や活用可能な制度の周知、広域での自治体間及び関係機関との調整など、地域の実情に合わせたきめ細やかな支援を行ってくださるよう要望します。

また、重層事業を進めるためには、ソーシャルワーク機能の充実が重要な要素となりますが、規模の小さい市町村では、行政・社協ともソーシャルワークを実践できる専門職の配置を含めた実施体制の整備を課題と捉えているところが多いことから、こうした人材を安定的に確保・配置するための財政的支援について、国に対し要望してくださるようお願いいたします。

要望項目 2	小地域ネットワーク活動の推進に向けた行政機関等との連携について (秋田県社会福祉協議会)
--------	---

本県では、昭和55年から各市町村社協が実施主体となり、関係機関・団体の協力のもと日常生活に不安や心配事を抱える人を地域で見守り・支援する「小地域ネットワーク活動」（以下「小地域活動」という。）を展開してきており、当初、一人暮らし高齢者を見守り対象として始まったこの活動も、社会情勢の変化に伴い、高齢者のみの世帯や認知症高齢者、障害のある人などを対象に加えながら進めてきました。

この間、介護保険制度施行等により多様な福祉サービスが提供されるようになったほか、個人情報保護法の施行に伴い支援を必要とする人の情報共有に本人同意が必要になるなど、小地域活動を取り巻く環境が大きく変わってきました。

加えて市町村合併により自治体の規模が大きくなった地域では、旧市町村単位で活動の進め方が異なるなど、活動自体に地域差が生じてきています。

こうした状況を踏まえ、本会では令和2年度に「小地域ネットワーク活動検討委員会」を設置し、2年間にわたり小地域活動の現状とそのあり方を話し合い、課題を整理するとともに推進方策の取りまとめを行いました。

小地域活動の推進については、日頃から地域福祉に取り組み、地域の情報や関係機関とのネットワークの基盤がある市町村社協がその推進役として期待されますが、行政が把握していて、社協、民生委員などで共有されている個人情報には限られており、特に障害者やひとり親世帯の情報などは、社協だけで把握するのが難しい現状があります。

小地域活動による「一人の不幸も見逃さない」ための見守り力を高め、活動を発展させていくためには、災害対策基本法に基づき市町村が作成する「避難行動要支援者名簿」を活用し、市町村が把握する要介護者や障害者などの情報に「地域で気になる人」として町内会長等が把握している妊婦や認知機能の低下が窺える人の情報などを合わせて「支援を必要とする人」の名簿作成を行い、市町村行政、社協、民生委員等で情報共有して見守りの対象とすることで、住民主体による小地域活動のさらなる展開につながり、地域共生社会の実現にも資することが期待できます。

名簿情報の共有を円滑に進めるためには、本人同意の例外的取扱いも含めた条例を制定するなど法的根拠を明らかにして、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず情報共有できることが重要となります。しかし、現在、条例に基づく体制ができているところは6市町村と少ない状況にあることから、関連条例の整備等、情報共有が円滑に行われる環境づくりを進めてくださるよう市町村に対して要望します。

また、地域によっては、認知症高齢者徘徊発見システムや民間の一人暮らし高齢者の見守り活動等がありますが、小地域活動との連携を進めることにより、効果がより高まると考えられることから、地域における様々な既存の仕組みや活動との連携方策について関係機関と協議を進めてくださるよう併せて要望します。

県としても、このような状況について御理解をいただき、要支援者の情報が支援者間で適切に共有され、見逃されることなく必要な支援に結びつくためのあり方について、防災担当部局や各市町村などの関係各所と様々な機会をとらえて課題の共有や協議を行ってくださるよう要望します。